nature)」を削り、同書式記載心得第六表及び第七表の項6中「付記して押印又は署名する」を「付記する」に改め、同項7、8及び10中「記載し、押印又は署名する」を「記載する」に改め、同書式記載心得第八表の項2及び第九表の項2中「確認印を押し、又は署名する」を「記載内容を確認する」に改め、同書式How to enter Table 6 and Table 7の項6及び7中「and the seal or signature」を削り、同項8及び10中「, together with the seal or signature」を削り、同書式How to enter Table 8の項2及びTable 9の項2中「put his／her seal or the signature」を「confirm the contents entered」に改める。

第十六号の二書式中「㊞」及び記載心得7を削る。

第十七号書式中「㊞」を削る。

（船員職業安定法施行規則の一部改正）

第六条　船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㊞」を削り、同様式記載要領3中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。

第二号様式中「㊞」を削り、同様式記載要領2中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。

第三号様式中「㊞」を削り、同様式記載要領5中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。

第六号様式中「㊞」を削り、同様式記載要領2中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。

第七号様式中「㊞」を削り、同様式記載要領1中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。

第八号様式中「㊞」を削り、同様式記載要領2中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。

第九号様式中「㊞」を削り、同様式記載要領2中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。

第十号様式中「㊞」を削り、同様式記載要領1中「記名押印又は署名のいずれかにより」を削る。

（通訳案内士法施行規則の一部改正）

第七条　通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四号様式及び第十一号様式中「㊞」及び備考を削る。

（航路標識法施行規則の一部改正）

第八条　航路標識法施行規則（昭和二十四年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㊞」及び注意2を削り、注意3を注意2とする。

第三号様式中「㊞」及び注意2を削り、注意1を注意とする。

第四号様式中「㊞」及び注意3を削り、注意4を注意3とし、注意5を注意4とし、注意6を注意5とする。

第五号様式及び第六号様式中「㊞」及び（注意）2を削り、（注意）3を（注意）2とする。

第七号様式中「㊞」及び注意2を削り、注意1を注意とする。

第八号様式中「㊞」及び注意2を削り、注意3を注意2とする。

（建設業法施行規則の一部改正）

第九条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「譲渡人及び譲受人が連署した」を「当該譲渡人及び譲受人の氏名又は名称を記載した」に、同条第二項中「合併消滅法人等が連署した」を「当該合併消滅法人等の氏名又は名称を記載した」に、同条第三項中「分割被承継法人等が連署（分割承継法人（同項に規定する「分割承継法人」をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）が新設分割により設立される法人である場合であつて、分割被承継法人（同項に規定する「分割被承継法人」をいう。第四項及び第八項において同じ。）が一の法人である場合においては、署名）した」を「当該分割被承継法人等の氏名又は名称を記載した」に改め、同項第二号中「分割承継法人」の下に「（法第十七条の二第三項に規定する「分割承継法人」をいう。以下この条及び第三十条において同じ。）」を、同条第四項中「分割被承継法人」の下に「（同条第三項に規定する「分割被承継法人」をいう。第八項において同じ。）」を加える。

別記様式第一号中「申請者　　印」を「申請者　　」に、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第六号、別記様式第七号及び別記様式第七号の二中「印」を削る。

別記様式第七号の三中「印」を削り、同様式記載要領3中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第八号中「印」を削り、同様式記載要領3中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第九号及び別記様式第十号中「印」を削る。

別記様式第十一号の二中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第十二号中「印」を削り、同様式記載要領3及び4中「「賞罰」の欄」の次に「及び確認欄」を加え、「並びに署名及び押印」を削る。

別記様式第十三号中「印」を削る。

別記様式第二十二号の二中「印」を削り、同様式記載要領3中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第二十二号の三中「印」を削り、同様式記載要領3中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第二十二号の四中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第二十二号の五中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第二十二号の六中「印」を削る。

別記様式第二十二号の七中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第二十二号の八中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第二十二号の九中「印」を削る。

別記様式第二十二号の十中「印」を削り、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第二十二号の十一及び別記様式第二十二号の十二中「印」を削る。

別記様式第二十二号の十一中「印」を削り、同様式記載要領1中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第二十五号の十四中「申請者　　印」を「申請者　　」に、同様式記載要領2中「併記し、押印する」を「記載する」に改める。

別記様式第二十五号の十六中「申請者　　印」を「申請者　　」に改める。

（海上運送法施行規則の一部改正）

第十条　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「連署の上」を削る。

第十七条第一項中「連署（新設分割の場合にあつては、署名）の上」を削る。

第二十六条第一項及び第二十七条第一項中「連署の上」を削る。